

令和6年度 小中学校支援員（スクールサポーター）について

1 任用の種類

市の規則に沿った会計年度任用職員となります。

2 資格、業務内容

- ・幼稚園・小学校・中学校・高等学校のいずれかの教員免許状を所有していることが望ましいですが、所有していなくとも勤務することができます。
- ・採用時に資格の有無を確認します。（教員免許更新制は令和4年7月1日に解消。）
- ・本務職員や講師が行う授業における学習支援及び学級活動支援のほか、生活支援・教育相談を行うことが主たる業務になります。
（普通自動車運転免許。）

3 任用期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

4 勤務場所

市内小学校または中学校

5 勤務時間、日数

- ・8時30分から16時までのうち5時間15分程度（60分休憩時間）、1週間に5日勤務
- ※ただし、支援活動は授業単位を基本とします。
- ・夜間や休日の勤務は原則としてありません。

6 休日

原則として、土曜、日曜、祝日、長期休業期間（学年始め・夏季・冬季・学年末）、授業のない平日。

※ただし、運動会・体育大会、授業参観日等、休日出勤がある場合で振替休業日があるものは平日勤務扱いとします。

7 休暇

（1）年次有給休暇 0～9日

※勤務期間により異なります。時間単位の取得も可能です。

※1日も空けることなく、次年度も任用がある場合は残余日数を持ち越すことができます。（上限あり）

（2）特別休暇 夏季特別休暇 3日（1日単位での取得）

その他（就学前の子の看護休暇、介護休暇、結婚休暇、忌引休暇など）

8 賃金

- (1) 報酬 時間単価 1, 360円
(教員免許非所有者 時間単価 1, 080円)
- (2) 通勤手当 市の規定により支払います。
- (3) 賞与 あり(年2回、期間率あり)
- (参考) 支給要件 週の勤務時間が15時間30分以上

9 健康保険・年金保険、雇用保険

- (1) 健康保険・年金保険 共済保険・厚生年金に加入します。
(参考) 加入条件
 - ①週20時間以上 ②賃金月額8.8万円(年収106万円)以上
 - ③勤務期間が2箇月以上見込まれる ④学生でない以上4つの加入条件を満たす場合、健康保険、年金保険に加入となります。
- (2) 雇用保険 全員加入します。
(週20時間以上勤務する者は加入します。)

10 その他留意事項

- ・令和6年度スクールサポーターの任用を希望する場合は、別紙様式「令和6年度 可児市教育人材バンク登録申込書」を提出してください。
- ・勤務や休憩時間については、採用時に任用承諾書で確認でき、採用後は順守することが条件となります。
- ・採用後1箇月は条件付き採用期間とし、この期間良好な成績で勤務した場合、正式採用となります。
- ・任用期間後に再任用する場合があります。勤務成績・勤務態度により再任用するか判断します。面接を経ない再任用は最大2回まで(通算して3年まで)となります。ただし、その後新規で採用申込が可能です。
- ・会計年度任用職員は「可児市人事考課規程」に基づき人事評価を行います。当初に職員自身が目標をたて、自己評価も行います。人事考課の結果は、勤務成績等による再任用の判断材料の一つになります。
- ・会計年度任用職員は、正職員同様に地方公務員法の服務規程(信用失墜行為の禁止など)が適用されます。また、分限及び懲戒処分の対象となります。
- ・地方公務員法第16条の欠格条項の規定に基づき、次に該当する方は応募できません。
 - (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - (2) 可児市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
 - (3) 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- ・本採用は令和6年度可児市の予算の成立を前提に実施します。そのため、可児市議会定例会において、各事業に係る予算が可決成立しない場合は、採用を行いませんので、予めご了承願います。なお、このことに伴い損害が生じた場合にあっては、市ではその損害について一切負担しません。